

産業廃棄物処分業許可証

住所 岡山県岡山市南区当新田444番地7
名称 株式会社カロスアウラ
代表取締役 吉國 光和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太

許可の年月日 令和7年1月30日

許可の有効年月日 令和11年12月31日



1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（分別・圧縮・梱包）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

分別 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず（ガラスくずに限る。）（これらのうち自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
以上3種類

圧縮 廃プラスチック類、金属くず（これらのうち自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） 以上2種類

梱包 廃プラスチック類（これらのうち自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。） 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 廃プラスチック類の分別・圧縮・梱包

設置場所：岡山県瀬戸内市長船町福里字北八反田817番1、817番3、818番1

設置年月日：平成15年6月18日

処理能力：20t/日（10時間）

(2) 金属くずの分別・圧縮

設置場所：岡山県瀬戸内市長船町福里字北八反田817番1、817番3、818番1

設置年月日：平成15年6月18日

処理能力：2.5t/日（10時間）

(3) ガラスくずの分別

設置場所：岡山県瀬戸内市長船町福里字北八反田817番1、817番3、818番1

設置年月日：平成15年6月18日

処理能力：24t/日（10時間）

【以下裏面に記載】

3. 許可の条件

中間処理を行う場所は、岡山県瀬戸内市長船町福里字北八反田817番1、817番3、818番1（面積：3,409.99㎡）に限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年1月1日 新規許可

令和7年1月30日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
無